

趣旨

人命尊重の理念の下、県民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で住み良い社会の実現を目指して、計画的・効果的な交通安全県民運動を推進するために必要な事項を定める。

スローガン

『あなたも参加 わたしもやります “交通安全”』

運動重点

1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

行けるはず
まだ渡れるは
もう危険

(平成30年使用交通安全年間スローガン 最優秀作)



平成29年県内交通事故発生状況

高齢者の
交通事故死者数 **23**人
(全死者数の約**54.8%**)

2 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

反射材
自分をアピール
防ぐ事故

(平成30年使用交通安全年間スローガン 優秀作)



平成29年県内交通事故発生状況

夜間の
交通事故死者数 **20**人
(全死者数の約**47.6%**)

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

ぼく安心
チャイルドシートに
抱かれてる

(平成30年使用交通安全年間スローガン 佳作)



平成29年県内交通事故発生状況

シートベルト非着用の
交通事故死者数 **7**人
(自動車乗車中死者数の約**35.0%**)

4 飲酒・暴走運転の根絶

一杯で
消える未来と
消せぬ罪

(平成30年使用交通安全年間スローガン 優秀作)



平成29年県内交通事故発生状況

飲酒運転による
交通事故死者数 **2**人
(全死者数の約**4.8%**)

推進機関・団体

青森県交通対策協議会及びその関係機関・団体
市町村交通安全対策協議会等及びその関係機関・団体
その他の機関・団体

推進方策

青森県交通対策協議会、市町村交通安全対策協議会等を中心として、推進機関・団体は連携を密にし、以下に掲げる推進事項に基づき、各季の運動期間のみならず年間を通じて、県民の交通安全意識の向上と交通事故防止に寄与する活動を積極的に実施する。

運動の種別

1 期間を定めて実施する運動

- 春の全国交通安全運動
平成30年4月6日（金）から4月15日（日）までの10日間
- シートベルト・チャイルドシート着用強調月間
平成30年6月1日（金）から6月30日（土）までの1か月間
- 夏の交通安全県民運動
平成30年7月21日（土）から7月31日（火）までの11日間
- 秋の全国交通安全運動
平成30年9月21日（金）から9月30日（日）までの10日間
- いきいきシルバー交通安全強調月間
平成30年11月1日（木）から11月30日（金）までの1か月間
- 冬の交通安全県民運動
平成30年12月11日（火）から12月20日（木）までの10日間

2 年間を通じ随時実施する運動

- 反射材用品着用促進運動
- 自転車事故防止運動
- 踏切事故防止運動

3 日を定めて実施する運動

- 県民交通安全の日 毎月 1日
- 高齢者交通安全の日 毎月 15日
- 交通事故死ゼロを目指す日 平成30年4月10日（火）、9月30日（日）

運動重点に関する主な推進項目

1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

(1) 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容

- ア 通学路等における幼児・児童の安全の確保
- イ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進

(2) 高齢者の交通事故防止のための実施内容

- ア 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

(3) 高齢運転者の交通事故防止のための実施内容

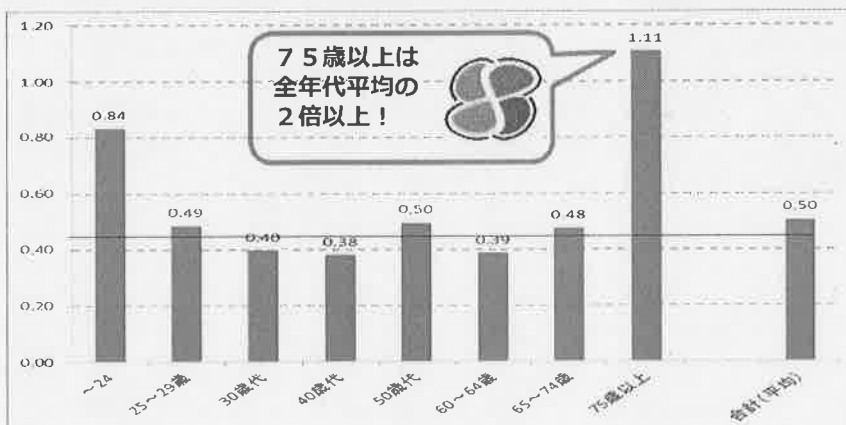
- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称:サポカーS）の普及啓発
- ウ 運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び運転適性相談窓口の積極的な周知等による自主返納等の促進
- エ 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- オ 改正道路交通法に係る認知機能検査や高齢者講習等の高齢運転者対策の周知徹底
- カ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

(4) 共通項目

- ア 反射材用品等の着用促進
- イ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早目の点灯の励行
- ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- エ 子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進
- オ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底

【参考】 高齢運転者の交通死亡事故 ～75歳以上の高齢運転者の交通死亡事故が多い～

免許人口1万人当たりの死亡事故件数（H25～H29 5年累計）



免許人口1万人当たりの第1当事者（原付以上）の年代別死亡事故発生件数は、
**75歳以上の運転者では1.11人
→全年代平均の2倍以上！**

高齢者人口は、今後ますます増加し、
高齢運転者の数も増加が見込まれます。
高齢運転者による交通事故を防止する
ための取組を積極的に行いましょう。

2 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

(1) 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進

運転者から発見されやすい反射材付きのウェアや靴、明るい目立つ色の衣服等の着用及びキーホルダーやシールなど、身の回り品への反射材用品の着用に関する各種広報媒体を活用した広報啓発活動の促進

(2) 交通混雑や視認性の低下などによる夕暮れ時と夜間の危険性及び反射材用品や明るい目立つ色の衣服などの着用効果等を理解・認識させる交通安全教育等の推進

(3) 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行及び夜間の対向車や先行車がない状況における走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用の励行

(4) 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

(5) 自転車の夜間における前照灯の点灯の徹底並びに夕暮れ時等の早めの点灯の促進

夕暮れ時の早め点灯目安時刻

4月 17時00分	10月 15時30分
5月 17時30分	11月 15時00分
6月 18時00分	12月 15時00分
7月 18時00分	1月 15時30分
8月 17時00分	2月 16時00分
9月 16時30分	3月 16時30分

* 点灯目安時刻は、月間で一番早い「日の入り時刻」の概ね1時間前に設定。

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

(1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底

(2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進

(3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底

(4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

4 飲酒・暴走運転の根絶

(1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進

(2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

(3) 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進

(4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

(5) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行や、飲酒運転、無免許運転及び危険ドラッグ等を使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知についての指導徹底

その他の推進事項

1 交通マナーアップの推進

- (1) 研修会や街頭指導などの機会をとらえ、「ゆとり」と「思いやり・ゆずり合い」の精神を持った運転を呼びかける。
- (2) 子供、高齢者、障害者等の交通弱者に対する思いやり運転を励行する。
- (3) 運転者は、右左折及び進路変更の合図を正しく行う。
- (4) 車両から空き缶、たばこ、その他の物を投げ捨てない。
- (5) 運転中や歩きながらのスマートフォン等の操作等（特にゲーム）を行わない。
- (6) 歩行者は、歩道や路側帯のない道路では、道路の右端を通行する。
- (7) 歩行者は、付近に横断歩道があるときは横断歩道を横断し、車両の直前直後の横断や斜め横断はしない。

2 集団暴走行為の追放

- (1) 暴走行為をさせない環境づくり
 - ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
 - イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場、港湾地域等の管理の徹底を図る。
- (2) 家庭、学校等における青少年指導の充実
学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪団体の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
- (3) 暴走族追放気運の高揚
家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。
- (4) 元暴走族に対する再犯防止
暴走族OB（元暴走族）に対し、暴走族との関わりを絶つことや、後輩や少年の勧誘をしない指導を徹底する。
- (5) 車両の不正改造の防止等
 - ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。
 - イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に通報する。
 - ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

3 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止を図る。
- (3) 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

4 違法駐車排除気運の醸成

- (1) 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- (2) 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」指導を徹底する。

「県民交通安全の日」実施事項

毎月1日を県民交通安全の日として、県民総ぐるみで交通安全意識を新たにし、一人ひとりが交通ルールを守り、交通秩序の確立を実現するため、交通安全活動を積極的に推進することとする。

実施機関・団体	実施事項
県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種広報活動により交通安全意識の向上を図るよう率先して啓発活動を推進する。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報活動、街頭指導、交通安全教室の開催等により、広範な交通安全活動を展開する。 ■ 会員事業所の朝礼等で交通安全意識を啓発し、安全運転管理を徹底する。

「高齢者交通安全の日」実施事項

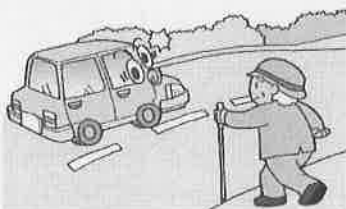
毎月15日を高齢者交通安全の日として、県民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進することとする。

実施機関・団体	実施事項
県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ■ 反射材用品等の積極的な着用等の広報を幅広く実施する。 ■ 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について幅広く広報するとともに、運転免許証の自主返納制度、運転適性相談窓口等、高齢運転者による交通事故の防止に資する広報啓発活動を展開する。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊密な連絡と協力の下に、街頭において高齢者に対する交通ルールと交通マナーを指導するとともに、反射材用品等の着用と明るく目立つ色の衣服の着用を啓発する。 ■ 高齢運転者に安全指導を行うとともに、運転免許証自主返納制度、運転適性相談窓口等、高齢運転者による交通事故の防止に資する広報啓発活動を展開する。 ■ 高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けている自動車、高齢の自転車利用者及び歩行者に対する思いやり運転を実践し、高齢者の安全を図る。

【参考】高齢歩行者の交通事故防止のために ～身体機能の衰えを自覚し、しっかり安全確認～

【高齢歩行者の交通死亡事故の特徴】

- 多くが直前直後横断など何らかの法令違反をしている。
 - 道路横断中の死亡事故が多い。
- 加齢等に伴う身体機能の変化、法令違反が事故につながっていることを理解させる等、効果的な広報活動や安全指導を行いましょ。



歩行中死者（高齢者）
の原因別状況
（H25～29累計）

